

# 市税徴収強化のさらなる取り組みについて

## 「自動車差押 **タイヤロック** 方式」を導入

市では、税負担の公平性を確保するため、市税などの滞納に  
対しては差押えや公売などを行い、滞納額を減らす努力をして  
います。

さらに、新しい取り組みとして、文書や電話などによる再三  
の催告にもかかわらず市税などを納付されない滞納者に対し、  
今回新たに「タイヤロック（車輪止め）」を導入します。

### ○対象者

再三の催告に応じない市税・  
国民健康保険税滞納者（個人お  
よび法人）

### ○取り組み概要

自動車などを所有している滞  
納者に対し、差押予告書を発し、  
納税が無い場合、タイヤロック  
を用いて、自動車などの差押え  
を行います。

※「自動車など」は、自動車、  
軽自動車、オートバイなどを  
指します。

### ○目的

所有する自動車などを差し押  
さえ、タイヤロックを装着し運  
行不能状態とし、それでも納税  
されない場合は自動車などを引  
揚げて公売します。

タイヤロックを装着した自動  
車などを隠ぺい、損壊などした  
場合地方税法第382条（滞納  
処分の罪）ほか、刑法第96条（封  
印破棄の罪）、刑法第252条

第2項（横領の罪）により処罰  
されることがあります。

納付が困難な事情などがある  
場合は、伊奈庁舎税務課収納対  
策室までお早めにご連絡いただ  
き、納税の計画をご相談くださ  
い。



## 市ではタイヤロックのほか、次のような差押えを実施しています！！

### ●不動産差押

不動産の登記簿に「差押」を記載し財産を処分することを禁止して、将来の競売などによって換金できる状態にします。

### ●預金差押

銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預金（貯金）を差し押えて徴収します。原則として即時徴収となります。

### ●給与差押

勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押えた後、毎月雇用主から徴収します。

### ●生命保険差押

生命保険を差し押え後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。

### ●その他

国税還付金・自動車税還付金・自動車登録・出資金・売掛金などの差押えを実施しています。

## ☆平成19年度の差押実績☆

（1月31日現在）

差押物件	件数
不 動 産	92
給 与	6
預 金	368
生 命 保 険	20
国 税 還 付 金	32
自動車税還付金	31
自動車登録	2
出 資 金	6
売 掛 金	1

### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課収納対策室

☎58-2111（内線1141～1144）